

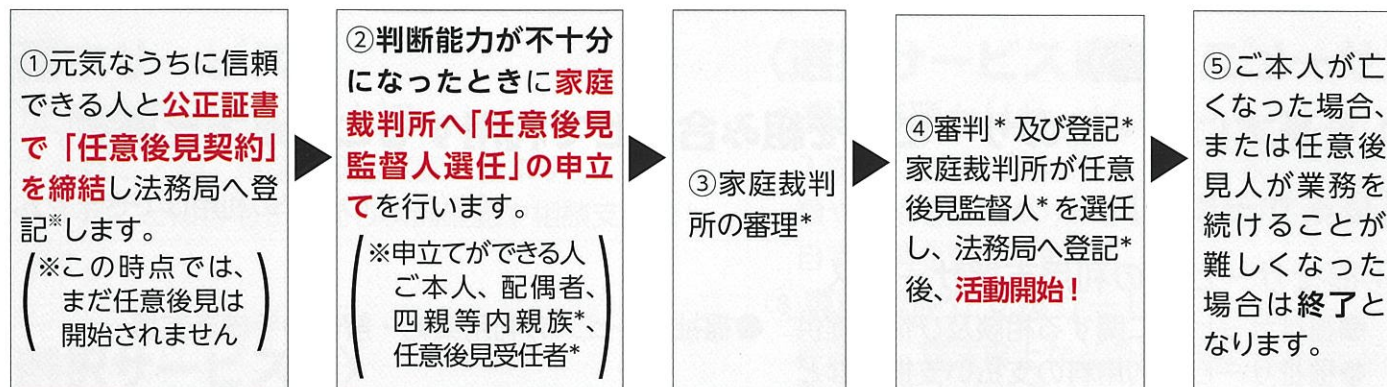
成年後見制度（任意後見制度）

判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ任意後見人を決め公証役場で支援してほしい内容などを記載した任意後見契約を結びます。

判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、選任後、契約に基づいた内容で任意後見人がご本人を支援します。



〈利用の流れ〉



〈任意後見制度の注意点〉

- 任意後見人は任意後見契約に基づいてご本人を支援します。
- 任意後見人には同意権・取消権がないため、同意権・取消権が必要な場合は、法定後見制度を利用することになります。
- 任意後見人が活動するためには、ご本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に任意後見監督人*を選任してもらう必要があります。
- ご本人が亡くなる前でも任意後見人が活動できなくなった場合は、任意後見契約は終了となります。

※「*」は下に用語解説があります。

本パンフレットの用語解説

- ・**身上保護（しんじょうほご）** P2・P6 ▶自分で生活に関する判断や手続きが難しい人を支えるための支援です。
- ・**死後事務（しごじむ）** P2・P7 ▶亡くなったあとに必要な、さまざまな手続きや対応のことです。葬儀や火葬、納骨の手配、役所への死亡届の提出、医療費や未払い費用の支払い、健康保険・年金などの手続きがあります。
- ・**審理（しんり）** P5・P6 ▶申立て内容や事実を、裁判所が調べることです。
- ・**審判（しんぱん）** P5・P6 ▶調べた結果にもとづいて、裁判所が判断・決定を出すことです。
- ・**登記（とうき）** P5・P6 ▶家庭裁判所が選んだ「成年後見人」などの情報を法務局に記録することです。
- ・**四親等内親族（よんしんとうないしんぞく）** P5・P6 ▶親、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこなどです。
- ・**任意後見受任者（にんいこうけんじゅにんしゃ）** P5 ▶将来、自身で判断が難しくなったときに「自分の代わりに契約や手続きをしてくれる人」として、元気なうちに頼んでおく相手です。
- ・**任意後見監督人（にんいこうけんかんとくにん）** P5 ▶任意後見人の活動を監督する人です。家庭裁判所が選任します。
- ・**検認（けんにん）** P7 ▶亡くなった人（被相続人）が自筆で遺言書を残していた場合に、その遺言書が「本物であるか」「内容が変えられていないか」などを家庭裁判所が確認する手続きです。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

成年後見制度（法定後見制度）

認知症や障がいなどで判断能力が不十分なために、財産管理や契約を始めとする法律行為や、生活上の支援が必要な方に対し、ご本人の状況に応じて家庭裁判所が選任した後見人・保佐人・補助人がご本人を支援・保護する制度です。法定後見制度を利用するには、家庭裁判所へ申立てを行います。

法定後見制度は判断能力に応じて3つの類型に分かれています。

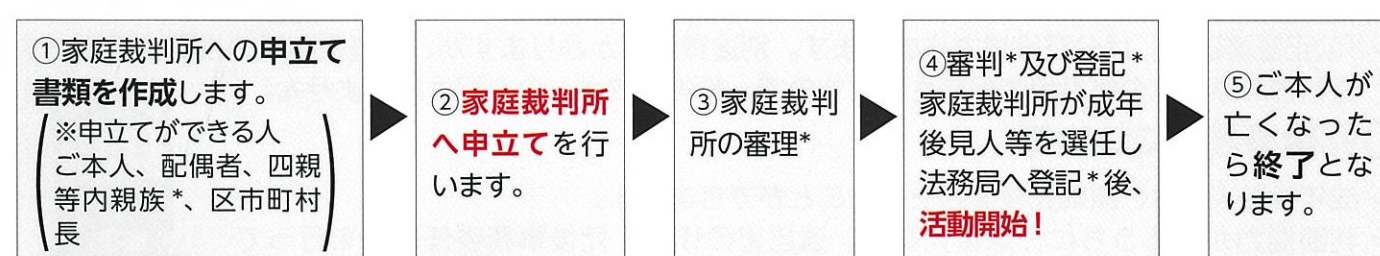
補助：日常的な生活に大きな問題はないが、重要な契約などを行う場合に不安のある方

保佐：日常的な生活に不安があり、お金の管理や契約に支援が必要な方

後見：ご自身でお金の管理や契約ができず、常に支援が必要な方

〈利用の流れ〉

※申立てから活動開始まで概ね3か月程度



〈法定後見制度の注意点〉

- 成年後見人等開始の申立ては、審判*がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。
- 家庭裁判所は成年後見人等の選任にあたり、①ご本人の心身の状態、生活及び財産の状況、②候補者とご本人との利害関係の有無、③ご本人の意向などの事情を踏まえて、総合的な判断をします。そのため、申立書に記載された候補者以外の者が選任される可能性があります。

〈成年後見人等ができること〉



〈成年後見人等ができないこと〉

- 医療行為の同意や遺言書の作成、保証人になること。
- 身体介護や毎日の買い物を行うこと。
- ご本人が亡くなると成年後見人等の業務は終了します。火葬以外の葬儀や納骨は原則対応できません。

※「*」はP5に用語解説があります。